

令和2年2月26日提出

閱 覧 用

令和2年2月市議会定例会

追 加 議 案

〔 報告第2号 〕

島 田 市

報告第2号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年2月26日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第2号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月18日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	・甲（島田市）は、乙（●●●●）に対し、損害賠償額として129,712円を支払う。 ・今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。
相手方 住 所	●●●●●●●●●●
相手方 氏 名	●●●●
事故発生 年 月 日	令和2年1月9日
事故発生 場 所	島田市南二丁目6448番4地先
事 故 の 概 要	蓬萊橋北側にある第1駐車場において、職員が公用車から降車するため運転席扉を開けた際に、強風の影響により扉が大きく開き、右隣に駐車していた相手方車両の助手席扉を損傷させたもの